

事務連絡  
令和2年1月23日

各検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について

新型コロナウイルスに関連した感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」（令和2年1月17日付け事務連絡）により、水際対策を着実に実施するため、武漢市からの帰国者及び入国者で咳や発熱等の症状がある者に対し、ポスターを用いて自己申告を呼びかけ、自己申告のあった者に対して、マスクの着用及び医療機関の受診を勧奨するとともに、医療機関を受診する際は、武漢市の滞在歴を申告することについて伝達していただいているところです。

本日未明、世界保健機関（WHO）は、今般の新型コロナウイルスについて、緊急委員会を開催し、改めて、持続的なヒトからヒトへの感染が認められるとし、各国に感染拡大防止の注意喚起を求めているところです。

こうした状況を踏まえ、検疫による水際対策の一層の徹底に向けて、中国からの航空便を運航している航空会社に対して、以下の事項について依頼しているところです。

- 1 中国からの航空便について、「機内アナウンス」を実施
- 2 中国からの航空便について、体調不良の際に検疫官に申し出ることや国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」を機内で配布

各検疫所においても、各航空会社に対して、以下の事項について調整の上、対応するようお願いします。

- 1 中国からの航空便に「機内アナウンス」を実施していただくよう依頼

- 2 各検疫所で健康カードを印刷し、中国からの航空便に健康カードを搭載して乗客に配布していただけるよう依頼

なお、当面の間、航空機に健康カードが搭載されていない場合には、航空会社と協議の上、機側等において、健康カードの配布をお願いします。

また、サーモグラフィー等による体温の確認、ポスターを用いた自己申告の呼びかけ等については、現状の検疫体制のとおり、検疫検査場において実施し、自己申告があった場合は、以下の事項の対応をお願いします。

- 1 咳や発熱等の症状がある者を確認した場合、過去 14 日以内の武漢市の滞在歴の有無、感染患者との接触歴の有無の確認

- 2 該当者に対して情報の聴取

- ・氏名、年齢、国籍
- ・連絡先（携帯電話番号、メールアドレスなど）
- ・座席番号
- ・日本国内の滞在日程（宿泊先など）
- ・同行者の有無（人数）
- ・日本出国予定日、搭乗予定便
- ・該当者と会話が可能な言語

※情報は検疫所業務管理室にメールで送付

- 3 該当した場合は、健康カードを示しながら、医療機関への受診を勧奨し、医療機関を受診する際は、事前に渡航歴を伝え、サージカルマスクを着用のうえ受診するよう説明

なお、職員の感染対策について、健康カードの手交はサージカルマスクを着用し、疑いがある者を対応する際は、サージカルマスクを含めた標準予防策の実施をお願いします。